

旧射撃場跡地の 確実な取得は 財務省盛岡財務事務所と 協議をし準備をする

新志会
山谷 仁議員

問 旧射撃場は元村保育園、滝沢小学校、滝沢中学校などの教育施設に隣接する有効利用できるところであります。今後の取得に向けた進捗状況を伺います。

答 教室が足りない鶴飼小学校、滝沢小学校では、プレハブ教室で対処することと計画しております。しかし、本年7月の文部科学省より教育環境について、40人学級を35人学級を基本とする提言を受け、学校新設に向け検討を進めてまいります。

問 800人を超える二つの小学校を抱える本村において、教育環境の適正化整備と、盛岡市への教育委託など総合的に検討、計画をしていくべきではないか。

答 本年2月に村の史跡に指定をした、八幡館山遺跡では200点にのぼる11世紀の土器が発見されている。

村の観光資源を 全国に発信

問 本年2月に村の史跡に指定をした、八幡館山遺跡では200点にのぼる11世紀の土器が発見されている。

岩手の古代史を考える上で、平泉藤原氏へと連なる安倍氏・清原氏の重要さは言うまでもない。紫波町では日詰氏の関係で平泉と連携を進めています。

滝沢村でも連携を図るべきではないか。

答 24年4月から6月にかけて行われる「ディステーションキャンペーン」に「チャグチャグ馬コ」と他の村観光資源も併せて全国に発信をしていきたいと考えております。

その他の質問

・特色ある滝沢らしさの教育について
・高齢者の為の介護施設は確保されているか
・子宮頸がんワクチン接種について

※「ディステーションキャンペーン」とは「JRグループ旅客6社と指定された自治体、地元観光事業者等が協働で実施する大型観光キャンペーン」。

健康寿命を延ばす ための支援策は 各種の介護予防教室を 開催して啓発しています

新志会
佐藤 美喜子議員

問 村は県内一の長寿を誇っていますが健康寿命を延ばし自分らしく暮らすための対策は。

答 介護予防に重点をおき、パワリハビリ教室・脳いきいき教室・いきいき栄養教室などの介護予防教室を開催し啓発しています。

食育の推進について

問 学校給食では毎月の献立に児童生徒の希望献立が入っています。大変良い試みですが、マンネリ化も見られます。村民から、おすすぬ献立、郷土料理、季節料理などを広く募集して給食に変化をつける考えはないか。

答 各学校では、学校行事の一環として試食会を実施しています。その際保護者から「我が家



問 毎月19日は食育の日ですが認知度はまだまだです。これまでの取り組みは。

答 庁舎前に幟旗を掲げるとともに、リーフレットを全戸配布しております。

問 学校給食を食育の粋を結集したモデルと捉え、希望する一般の人に試食の機会を作れないか。

答 現在のところ考えておりません。

の料理の項目を含めたアンケートを取り、一般の方々のご意見を学校給食に反映させるよう務めております。

総務常任委員会 活動報告

■調査日/平成22年7月20(火)～22日(木)

■調査事項/ (1) 地方自治体における事業仕分けについて
山梨県都留市、神奈川県寒川町
(2) 自治基本条例について
山梨県都留市、神奈川県愛川町、神奈川県寒川町、東京都杉並区

委員長	健二
委員	藤村 澄子
副委員長	柳村 佐藤
委員	藤田 武遠
委員	鎌田 黒沢
委員	見鬼 忍夫
委員	秀 明

(1) 地方自治体における事業仕分けについて

住民ニーズの多様化と行政のスリム化が求められている中、今まで全て行政が担ってきた公共を、地域に関するものは地域のみならず担っていくという新しい公共を育てるという点では、行政における事業仕分けは有効な政策と考える。また、行政サービスについて「そもそも論」を議論することは有意義なことと考える。

評価が出ており、有効性が実証されている。しかし、仕分け対象とすべき事業の絞り込みや仕分け人の選考など、課題もある。行政の「先例主義、前例踏襲主義」は、立案事業の趣旨、目的、また実施において、住民の具体的な意見、反論が取り入れられず、また、サービスを受け手である住民への説明責任が十分果たされないものである。

民が税金の使い方を知ることができると同時に、行政改革にも繋がると考える。本村は、経営品質等で実績があり、行政改革が推進されているが、本村にあった手法での導入を検証することは必要と考える。



▲山梨県都留市での調査活動

行政の事業仕分けは、今まで行っていた多種多様な事業について、外部の考え方を導入して評価することにより、事業そのものの本質、必要性や実施主体がどこかなど、仕分けることによって一定の

事業の必要性や実施方法を公開の場で、かつ外部の視点を入れての見直し、いわゆる事業仕分け作業によって、事業のあり方や無駄の削減が図られ、その結果を予算編成の参考とすることにより、住

(2) 自治基本条例について

自治基本条例制定の目的は、住民による民主的な自治体運営と質の高い政策実現を目指し、自治体の理念や基幹的な制度、原則を総合的、体系的に整備することである。自治基本条例は、住民の憲法であるという性格を持つ以上、住民の意見を十二分に反映させる必要がある。また、策定に当たっては、原案策定の過程からより多くの住民の参画を求め、行政主導ではなく住民主体で検討期間を十分確保

する必要がある。施行後は、審議会を設置し、見直しに関する検討が必要である。

自治基本条例を自治体の最高規範とするときに、現在ある条例や今後の計画や条例制定との整合性を図る必要がある。制定に当たっては、必要性をどこにおいて進めるかが重要であり、条例の必要性を問いながら条例制定の是非を含めて慎重に検討すべきと考える。以上のことから、本村では住民投

票条例が先行しており、自治基本条例ありきではなく、村の特性、実状を活かし、住民理解の下に住民参画、住民主導での取り組みが重要であり、住民の関心が低い中での策定は、決して急ぐべきではないと考える。まずは、委員の公募、パブリックコメント、住民公益活動の支援、まちづくりの推進など、協働によるまちづくりのルール策定を先行すべきと考える。